

南あ教学第 号
令和 年 月 日

願い出のとおり承認する。

南あわじ市教育委員会

校区外就学承認申請書兼誓約書

みだしのことについて、学校教育法施行令第8条により、下記のとおり申請します。
申請にあたり、登下校時の安全確保は保護者で責任を負い、申請理由の消滅及び許可期間が満了した場合、直ちに教育委員会の指定する学校へ就学させることを誓約します。

記

児童生徒現住所	市
ふりがな 児童生徒氏名 (生年月日・学年・性別)	(平成 年 月 日生・第 学年・男/女)
ふりがな 児童生徒氏名 (生年月日・学年・性別)	(平成 年 月 日生・第 学年・男/女)
ふりがな 児童生徒氏名 (生年月日・学年・性別)	(平成 年 月 日生・第 学年・男/女)
就学を指定された学校	南あわじ市・洲本市組合立広田 学校
就学を希望する学校	南あわじ市立 学校
校区外就学希望期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
申請理由	裏面「校区外就学申請理由」の通り

令和 年 月 日

南あわじ市教育委員会 様

保護者現住所 _____

保護者氏名 _____ (続柄: _____) 印

連絡先 Tel _____

※承認期間は、原則として1年です。継続して希望する場合は、毎年申請が必要です。

校 区 外 就 学 申 請 理 由

該当する申請理由のNoに○印を入れてください。必要書類・備考欄の内容を確認・記入のうえ、ご提出ください。

No	申請理由	必要書類	備考
1	日常的ないじめ等により就学指定校に通うことが不可能になり教育的配慮が必要な場合	<input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 学校長の意見書	
2	住宅の新築などにより転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への就学を希望する場合	<input type="checkbox"/> 建築確認通知書または売買契約書等の写し	転居予定時期：令和 年 月 日頃
3	家の新築等の融資事務手続き上住居地の異動がやむを得ない場合	<input type="checkbox"/> 建築確認通知書または売買契約書等の写し	
4	卒業間近又は当該学年終了までの期間が短い場合	無し	承認期間：当該学年終了までの期間
5	特別支援学級への入級が妥当と認められながら、就学指定校に特別支援学級がない場合	<input type="checkbox"/> 理由書	
6	地理的要件により別の学校に就学した方が適切であると考える場合	<input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 自宅から就学指定校・希望校までの地図	
7	自宅と、保護者が経営する店舗が異なっているため放課後店舗等に帰宅することが適当な場合	<input type="checkbox"/> 就業証明書 または依頼書 <input type="checkbox"/> 店舗等の住所を証明できる書類	承認期間：小学校在籍時のみ 留意事項：放課後店舗等に帰宅するため、 <u>学童保育は利用出来ません。</u>
8	両親等共働きで児童が帰宅しても不在なため、管理責任能力のある祖父母・親戚等に放課後の管理監督を依頼せざるを得ない客観的な状況にある場合	<input type="checkbox"/> 就業証明書 または依頼書 <input type="checkbox"/> 児童預かり承諾書	承認期間：小学校在籍時のみ 留意事項：放課後祖父母等に保護監督を依頼するため、 <u>学童保育は利用出来ません。</u>
9	就学指定された中学校に生徒が希望する部活動が無く、近接校の部活動に入部させたい場合	無し	承認条件：3年間継続して希望するクラブで必ず活動し、他の部へ異動しない。希望する部活を辞めた場合及び継続して参加していないと発覚した場合、即刻校区外許可を取り消し本来の就学指定校へ転校する。 希望するクラブ名： _____ 部
10	校区外就学が許可された兄弟姉妹と同じ学校へ就学させたい場合	<input type="checkbox"/> 理由書	承認期間：校区外就学中の兄弟姉妹が卒業するまで 校区外就学中の兄弟姉妹氏名： _____
11	南あわじ市立小中学校小規模特別認定校に入学か転入学させたい場合	<input type="checkbox"/> 理由書	承認期間：児童生徒の卒業までの期間 留意事項：小規模特別認定校の校長との面談があります。
12	その他教育委員会が特別に認める場合	<input type="checkbox"/> 理由書	教育委員会が必要とする書類を求める場合があります。

※承認期間については、原則として1年とする。（年度途中の申請は年度末までとする）

※上記の内容は許可が可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。